

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

規則

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十七号

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則(昭和二十九年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条各号列記以外の部分中「貸付金額」を「貸付限度額」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 貸付限度額 組合の自己資本の額の二倍に相当する額(その額が百万円を超えるときは、百万円)。ただし、知事が特に必要と認めるときは、三百万円とする。

第三条第二号ロ中「貸付の日」を「貸付けの日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

町等の区域の変更等

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

解除予定の保安林(二件)

普通母樹林の指定の解除

土地改良法による換地処分

開発行為に関する工事の完了(四件)

選管告示

選挙管理委員会の招集

人委規則

四週五休制の試行に伴う職務に専念する義務の特例に関する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十三年二月鳥取県条例第三号）中別表第一の改正規定のうち第一種県営住宅の表の青木第九団地に関する部分の施行期日は、昭和五十三年七月二十五日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二

月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。
別表の第一種県営住宅の表の青木第八の項の次に次のように加える。

青木第九 一四、九〇〇円

附 則

この規則は、昭和五十三年七月二十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百二十五号

地施自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による久米地区第四工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十二年十二月一日現在の地番による。)</p>
<p>福光字七反田</p>	<p>福光字七反田の全域、福光字矢戸五〇六から五一〇まで、五一一の一、五一一の二、五一二及び五一三並びに五〇六から五一〇まで、五一一の一、五一一の二、五一二、五一三、七二二の一、七二二、七八五及び八一と一体をなす国有地の一部、福光字苗代田四六六の一部及び四六七の一部並びに四六六及び四六七と一体をなす国有地の一部、福光字高下田四九三の一の一部及び四九四の一部並びに四九三の一及び四九四と一体をなす国有地の一部並びに横田字稗田六一の一部及び六二の一部並びに六一及び六二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>福光字矢戸</p>	<p>福光字矢戸のうち五〇六から五二〇まで、五一一の一、五一一の二、五一二及び五一三並びに五〇六から五一〇まで、五一一の一、五一一の二、五一二、五一三、七二二の一、七二二、七八五及び八一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>福光字城ノ前</p>	<p>福光字城ノ前の全域、福光字木ヶ坪二九三から二九八までの一部、三〇〇の一部、三〇一の一部、三〇二の二の一部、三〇三、三〇四、三〇五の一部、三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地、福光字苗代田四六一の一から四六一の三まで、四六三、四六六の一部、四六七の一部、四六八、四六八の一、四六九から四七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに福光字高下田四八七の一の一</p>
<p>福光字木ヶ坪</p>	<p>部、四九四の一部、四九五の一部、四九六の一部、四九六の一及び四九七の一部並びに四八七の一、四九四、四九五、四九六、四九六の一及び四九七と一体をなす国有地の一部</p>
<p>福光字下石ゾ子</p>	<p>福光字木ヶ坪のうち二九三から二九八までの一部、三〇〇の一部、三〇一の一部、三〇二の二の一部、三〇三、三〇四、三〇五の一部及び三〇九の一部並びに二九三から二九八まで、三〇〇、三〇一、三〇二の二、三〇三、三〇四及び三〇九と一体をなす国有地の一部以外の区域、福光字下石ゾ子二七一の一部及び二七二の一部、福光字苗代田四六九から四七一までの一部、四七二から四八五まで及び四八六の一部並びに四六九、四七〇、四七三から四八〇まで及び四八二から四八六までと一体をなす国有地の一部、福光字高下田四八七、四八七の一の一部、四八八、四八九、四九〇の一部、四九四の一部、四九五の一部、四九五の一、四九六の一部及び四九七の一部並びに四八七、四八七の一、四八八から四九〇まで、四九四、四九五、四九五の一、四九六及び四九七と一体をなす国有地の一部並びに横田字二階前四五の二及び四五の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>福光字下石ゾ子のうち二七一の一部、二七二の一部、二八五の一部、二八六の一部、二八九の一部、二九〇の二の一部、二九〇の三の一部及び二九二並びに二八三の一、二八五、二八九、二九〇の一、二九〇の三及び二九二と一体をなす国有地の一部以外の区域、福光字上石ゾ子二九二の</p>

<p>一及び二三一の一並びに二二九の一、二三一の一及び二三一の二と一体をなす国有地の一部、福光字木ヶ坪二九五から二九八までの一部及び三〇〇の一部並びに二九三から二九八まで、三〇〇、三〇一及び三〇二の一と一体をなす国有地の一部、福光字苗代田四八六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに横田字石ソ子一の一部及び六の一部</p>	<p>福光字上石ソ子</p> <p>福光字上石ソ子のうち二二九の一及び二三一の一並びに二二九の一、二三一の一及び二三一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、福光字上河原一七五の一、一七六の二の一部及び一七六の四の一部並びに一七五の一、一七五の三、一七六の二及び一七六の四と一体をなす国有地の一部、福光字間夕河原一九八の一部、二〇六の一部、二〇七、二〇八合併及び二二〇から二二二までと一体をなす国有地二〇九の一部、福光字下石ソ子二八五の一部、二八六の一部、二八九の一部、二九〇の一の一部、二九〇の三の一部及び二九二並びに二八三の一、二八五、二八九、二九〇の一、二九〇の三及び二九二と一体をなす国有地の一部、横田字石ソ子一の一部、二の一部、三の一、四の一、一〇の一、一の一、一八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに横田字ドラドドラ一四九の一部、一五〇の一部、一五一、一五二の一部、一五三の一部及び一五四並びに一四九から一五四までと一体をなす国有地の一部、横田字間田一五五の一部、一五六の一部、一五七、一五八の一部及</p>
<p>福光字上河原</p> <p>福光字上河原のうち一七五の一、一七六の二、一七六の三、一七六の四及び一七六の二並びに一七五の一、一七五の三、一七六の二及び一七六の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>福光字間夕河原</p> <p>福光字間夕河原のうち一八四の一の一部、一八五の一の一部、一八五の三、一八六の一、一八七の一、一八八次一の一部、一八八の二、一八九の二、一九〇の二 合併の一部、一九三の一の一部、一九八の一部、二〇六の一部、二〇七、二〇八合併及び二二〇から二二二まで並びに一九八、二〇六、二〇七 合併及び二二〇から二二二までと一体をなす国有地の一部以外の区域、福光字上河原一七六の二の一部、一七六の三、一七六の四の一部及び一七六の二、横田字ドラドドラ一五三の一部、横田字間田一五五の一部、一五六の一部、一五八から一六〇までの一部、一六一、一六二、一六三の一部、一六四、一六五の一部、一六六の一部及び一六六の三の一部並びに一五五、一五八、一六〇から一六五まで、一六六の一及び一六六の三と一体をなす国有地の一部並びに黒見字間夕河原二九四の一、二九四の三及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>黒見字間夕河原</p> <p>黒見字間夕河原のうち二九四の一、二九四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>横田字二階前</p>	<p>横田字石ソノ子</p>	<p>横田字稗田</p>
<p>横田字二階前のうち一九の二、二〇の二、二一の二、二一の三、三八の一部、三九の一部、四三の一部、四四、四五の二から四五の五まで、四五の六の一部、四五の七から四五の九まで、四五の一〇、四六の一部及び四</p>	<p>横田字石ソノ子一の一部、六の一部、七、八の一部、一三の一部、一四、一五及び一六の一部、横田字二階前四三の五の九まで、四五の六から四五の九まで、四五の一〇、四六の一部、四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、横田字稗田四七の一部、四八の一部、四九、五〇の二から五〇の三まで、五一から五三まで、五四の一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、福光字苗代田四八六の一部及び四八六と一体をなす国有地の一部並びに福光字高下田四九〇から四九二まで、四九二及び四八七、四九〇、四九一及び四九二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>横田字稗田五四の一部、五五の一部、五六、五七の一、五七の二、五八の一、五八の二、五九の一、五九の二、六〇、六一の一部及び六二の一部並びに六一と一体をなす国有地の一部、横田字二階前四五の三及び四五の四と一体をなす国有地の一部並びに福光字高下田四九〇から四九二までの一部、四九三の二の一部、四九三の二、四九四の一部及び七五九並びに四九〇から四九二まで、四九三の二、四九三の二、四九四及び七五九と一体をなす国有地の一部</p>
<p>横田字ドラドロ</p>	<p>横田字清水ノ上</p>	<p>六の二の一部並びに三八、三九、四三、四四、四五の二から四五の六まで及び四六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、横田字石ソノ子一の一部、二の一部、三の二、四の二、五、六の一部、八の一部、九、一〇の二、一一の二、一二の二、一二の二、一三の一部、一六の一部、一七の二、一七の二、一八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二と一体をなす国有地の一部、横田字稗田四七と一体をなす国有地の一部、横田字清水ノ上八六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに横田字ドラドロ一三六の一及び一三七の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>横田字ドラドロのうち一三六の一、一三七の二、一四〇から一四二まで、一四六の一部、一四七の一部、一四八、一四九の一部、一五〇の一部、一五一、一五二の一部、一五三の一部及び一五四並びに一三三の二、一三六の二、一三七の二、一三七の二及び一四六から一五四までと一体をなす国有地の一部以外の区域、横田字石ソノ子一八の二の一部並びに一八の二及び一八の二と一体をなす国有地</p>	<p>横田字清水ノ上のうち八六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、横田字二階前三八の一部及び三九の一部並びに三八及び三九と一体をなす国有地の一部並びに横田字稗田四七の一部及び四八の一部並びに四七、四八及び四九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>六の二の一部並びに三八、三九、四三、四四、四五の二から四五の六まで及び四六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、横田字石ソノ子一の一部、二の一部、三の二、四の二、五、六の一部、八の一部、九、一〇の二、一一の二、一二の二、一二の二、一三の一部、一六の一部、一七の二、一七の二、一八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二と一体をなす国有地の一部、横田字稗田四七と一体をなす国有地の一部、横田字清水ノ上八六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに横田字ドラドロ一三六の一及び一三七の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>横田字青木</p>	<p>地の一部、横田字二階前一九の一、二〇の一、二一の一及び二一の三、横田字青木二〇〇から二〇二までの一部並びに二〇〇から二〇二までと一体をなす国有地の一部並びに横田字中長三八七の一の一部、三八八の一の一部、三八八の二、三八八の三、三八九の一から三八九の三まで、三九〇、三九一の一、三九一の二及び三九二の二並びに三八七の一、三八八の一、三八八の二、三八九の一から三八九の三まで、三九〇、三九一の一、三九一の二及び三九二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>横田字青木</p>	<p>横田字青木のうち一九〇の一の一部、一九〇の四の一部、一九二の一部、一九五の一部及び二〇〇から二〇二までの一部並びに一九〇の四、一九五、二〇〇から二〇二まで及び二〇五と一体をなす国有地の一部以外の区域、横田字ドヲドヲ一四〇から一四二までの一部、一四六の一部、一四七の一部、一四八、一四九の一部、一五〇の一部及び一五三の一部並びに一四六から一五〇まで及び一五三と一体をなす国有地の一部、横田字間田一五五の一部、一五九の一部、一六〇の一部、一六五の一部、一六六の一の一部、一七七の一の一部、一八〇の一部、一八一、一八二の一部、一八三の一部、一八四及び一八五並びに一五五、一五九、一六〇、一六五、一六六の一、一七七の一及び一八〇から一八五までと一体をなす国有地の一部、横田字マクル木二〇六から二二三までの一部並びに二〇六及び二一一から二一三までと一体をなす国有地の一部並びに横田字中長三七</p>

<p>横田字マクル木</p>	<p>六の一部、三八〇の一部、三八一の一部、三八七の一の一部及び三八八の一の一部並びに三八七の一及び三八八の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>横田字マクル木</p>	<p>横田字マクル木のうち二〇六、二〇七から二二三までの一部、二二四の一部、二二五の一部、二二六の一、二二六の三の一部、二二六の四、二二七の一及び二二八の一並びに二〇六から二〇九まで、二一一から二一三まで、二二四、二二六の一、二二六の三、二二六の四、二二七の一、二二八の一及び二二八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、横田字間田一六三の一部、一六六の一の一部、一六六の三の一部、一六七の一、一七二の一、一七二の二、一七三の一、一七四の一、一七五の一、一七六、一七七の一の一部、一七七の二、一七八、一七九の一、一八〇の一部、一八二の一部、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一六五と一体をなす国有地の一部、横田字青木一九〇の一の一部、一九〇の四の一部、一九二の一部及び一九五の一部並びに一九〇の四及び一九五と一体をなす国有地の一部並びに福光字間夕河原一八四の一の一部、一八五の一の一部、一八五の三、一八六の一、一八七の一、一八八の一の一部、一八八の二、一八九の一部、一九〇</p>
<p>横田字間田</p>	<p>横田字間田のうち一五五から一六五まで、一六六の一、一六六の三、一六七の一、一七二の一、一七二の二、一七三の一、一七四の一、一七五の一、一七六、一七七の一、</p>

<p>横田字野坂田</p>	<p>横田字河原</p>
<p>横田字野坂田のうち三三三三、三三三四、三三三五の一部、三三七の一部、三三五から三三七までの一部、三四九の一、三五〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三二八と一体をなす国有地の一部以外の区域、横田字マクル木二〇六の一部、二〇七の一部、二〇八の一部、二〇九</p>	<p>一七七の二、一七八、一七九の一、一八〇から一八五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>横田字河原のうち二七三の二並びに二七三の一及び二七三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、横田字野坂田三三三三、三三三四、三三三五の一部、三三七の一部、三四九の一及び三五〇の一並びに三三三から三二五まで、三二七、三二八及び三四九の一と一体をなす国有地の一部、三江字保木ノ下三三二の一、三三三の一、三三三の二、三三五、三五六、三六の一、三七の一の一部、三八の一の一部、三九の一の一部、三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三二の五と一体となす国有地の一部、三江字豆田九一の一部及び九二の一の一部並びに九一、九二及び九二の一と一体をなす国有地の一部並びに三江字柏田九四の一部、九五の一部、九六の一部、九六の一、九七、九八、一〇〇の一部、一〇〇の一の一部、一〇三の一部、一〇三の一の一部、一〇五の一部及び一〇五の二の一部並びに九四から九六まで九六の一、九八、一〇〇、一〇〇の一、一〇三、一〇三の一、一〇五及び一〇五の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>横田字中長</p>	<p>の 一 部、二二四の一部、二二五の一部、二二六の一、二二六の三の一部、二二六の四、二二七の一及び二二八の一並びに二〇六から二〇九まで二四、二二六の一、二二六の三、二二六の四、二二七の一、二二八の一及び二二八の二と一体となす国有地の一部、横田字河原二七三の二並びに二七三の一及び二七三の二と一体をなす国有地の一部、横田字中長三六一の一の一部、三六一の二、三六一の三、三六二、三六三の一の一部、三六四の一部、三六五の一部、三六七の一の一部、三六七の二の一部、三六八の二の一部、三六九の二の一部及び三六九の二の一部並びに三六一の一、三六一の二、三六一の三、三六二、三六三の二、三六七の一、三六七の二、三六八の二、三六九の一及び三六九の二と一体をなす国有地の一部並びに三江字柏田九六の一部、一〇〇の一部、一〇〇の一の一部、一〇一、一〇一の一、一〇二、一〇三の一部、一〇三の一の一部、一〇四、一〇五の一部、一〇六の一部、一〇七の一部、一〇八の一部、一〇九の一、一〇九の二の一部、一一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>横田字中長三六一の一の一部、三六三の一の一部、三六三の二から三六三の四まで、三六四の一部、三六五の一部、三六六、三六七の一の一部、三六七の二の一部、三六八の一、三六八の二の一部、三六九の一の一部、三六九の二の一部、三七〇から三七五まで、三七六の一部、三七七から三七九まで、三八〇の一部、三八一の一部、三八二から三</p>

<p>横田字今橋</p>	<p>八四まで、三八四の二、三八五、三八六、三八七の一の 部、三八七の二、三八八の一の一部、三九二の一及びこれ らと一体をなす国有地の一部並びに三九二の二と一体をな す国有地の一部、横田字青木二〇五と一体をなす国有地の 一部、横田字マクル木二〇六の一部及び二〇六と一体をな す国有地の一部、横田字野坂田三三五から三三七までの一 部及びこれらと一体をなす国有地、横田字今橋四二九の一 、四三〇の一、四三〇の二、四三二の一部、四三二、四三三 の一部、四三七の一部、四三八の一の一部及び四三九の三 の一部並びに四二九の一、四二九の三、四三〇の一、四三 〇の二、四三一、四三二、四三七、四三八の一及び四三九 の三と一体をなす国有地の一部並びに三江字柏田一〇九の 二の一部、一一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>横田字今橋</p>	<p>横田字今橋のうち四二九の一、四三〇の一、四三〇の二、 四三一の一部、四三二、四三三の一部、四三七の一部、四 三八の一の一部及び四三九の三の一部並びに四二九の一、 四二九の三、四三〇の一、四三〇の二、四三一、四三二、 四三七、四三八の一、四三九の三、四四二の一、四四三の 一、四四三の三、四四三の四及び四四三の八と一体をなす 国有地の一部以外の区域、横田字平石五二〇の六、五二一 の一、五二二の二、五二二の一、五二三、五二三の一、五 二四の一から五二四の六まで、五二五の一及びこれらと一 体をなす国有地の一部並びに五二〇の一と一体をなす国有 地の一部、三江字倉目一一一の一部、一二〇の一部、一二</p>
<p>横田字平石</p>	<p>一の一部、一二二の一の一部、一二二の一部、一二三の一 部及び一二三の一の一部並びに一一一、一二〇、一二一、一 二三及び一二三の一と一体をなす国有地の一部、三江字鳥 ノ池一四六の一部及び一四六の一の一部並びに一四六と一 体をなす国有地の一部並びに三江字柏田一〇九の二の一部 一一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>横田字平石</p>	<p>横田字平石のうち四九六、四九九の一、四九九の二、五 〇〇の一、五〇〇の二、五〇一の一から五〇一の三まで、 五二〇の一部、五二〇の六、五二二の一、五二二の二、五 二二の一、五二三、五二三の一、五二四の一から五二四の 六まで、五二五の一、五二六の一の一部及び五二六の二の 一部並びに四九六、四九七の二、四九七の三、四九七の六 、四九七の一四、四九七の一六、四九七の一七、四九八の一 、四九八の二、四九九の一、四九九の二、五〇一の一から五 〇一の四まで、五二〇の一、五二〇の六、五二二の一、五 二二の二、五二二の一、五二三、五二三の一、五二四の一 から五二四の六まで、五二五の一及び五二五の二と一体を なす国有地の一部以外の区域、横田字三反長五二七の一部 、五二八の一の一部、五三〇の一、五三〇の二の一部、五三 一の一の一部、五三一の二、五三一の三、五三二から五三 四まで、五三五の一、五三五の二及びこれらと一体をなす 国有地、横田字大境五三六の一、五三七及び五三八並びに 五三六の一、五三六の二及び五三八と一体をなす国有地の 一部、下米積字沖繩六〇一の四及び六〇一の五並びに下米</p>

横田字下志町田

積字梨子ノ木六二九の二及び六三〇の二

横田字下志町田のうち四八六の一部、四八七の一部、四八七の二、四八七の三、四八八の二から四八八の三までの一部、四九四の二の一部、四九四の三の一部、四九五の二の一部及び四九五の三の一部並びに四八六、四八七の二から四八七の三まで、四九四の二、四九四の三、四九五の二及び四九五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、横田字今橋四四二の二、四四三の二、四四三の三、四四三の四及び四四三の八と一体をなす国有地の一部、横田字并尻四四四の一部、四四五の一部、四四九の一部及び四五一の一部、横田字竹ノ下夕四八五の一部及びこれと一体をなす国有地、横田字平右四九六、四九九の二、四九九の三、五〇〇の二及び五〇〇の三から五〇〇の四まで並びに四九六、四九七の二、四九七の三、四九七の六、四九七の七、四九七の八、四九七の九、四九七の十、四九八の二、四九八の三、四九九の二及び五〇〇の二から五〇〇の四までと一体をなす国有地の一部、横田字大境五三六の二、五三九から五四一まで、五四二の二、五四三、五四四の二、五四四の三、五四五の二から五四五の四まで、五四六の一部、五四七の一部及び五四八の一部並びに五三六の二、五三六の三、五三七から五三九まで、五四一、五四二の二、五四二の三、五四三、五四四の二、五四五の四、五四六及び五四八と一体をなす国有地の一部並びに下米積字沖縄五九四の二の一部、五九四の三、

横田字并尻

五九五の二、五九六の三及びこれらと一体をなす国有地
横田字并尻のうち四四四から四四六まで、四四七の二から四四七の三まで及び四四九から四五一まで並びに四四五、四四六、四四七の二から四四七の三まで、四四八から四五一まで及び四五二の二から四五二の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域

横田字竹ノ下夕

横田字竹ノ下夕のうち四七八の二、四七九の二の一部、四八〇から四八五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、横田字并尻四四四の一部、四四五の一部、四四六、四四七の二から四四七の三まで、四四九の一部、四五〇及び四五二の一部並びに四四五、四四六、四四七の二から四四七の三まで、四四八から四五一まで及び四五二の二から四五二の三までと一体をなす国有地の一部、横田字下志町田四八七の二の一部、四八七の三、四八七の四、四八八の二から四八八の三までの一部、四九四の二の一部、四九四の三の一部、四九五の二の一部、四九五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに横田字今橋四四三の四と一体をなす国有地の一部

横田字大境

横田字大境のうち五三六の二、五三六の三、五三七から五四一まで、五四二の二、五四二の三、五四三、五四四の二、五四四の三、五四五の二から五四五の四まで、五四六から五四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、横田字竹ノ下夕四七八の二、四七九の二の一部、

<p>横田字上福田寺</p>	<p>四八〇から四八四まで及び四八五の一部並びに四八三から四八五までと一体をなす国有地の一部、横田字下耆町田四八六の一部及び四八七の一部並びに四八六及び四八七の一と一体をなす国有地の一部、横田字上福田寺五五九の一、五六〇の一及び五六一の一並びに五五七、五五八の一、五五九の一、五五九の二、五六〇の一、五六一の一及び五六二から五六四までと一体をなす国有地の一部並びに下米積字沖繩五八六の二、五八七の二、五八九の二、五九〇の三、五九一の三、五九二の二及び五九四の二の一部</p>
<p>下米積字沖繩</p>	<p>横田字上福田寺のうち五五九の一、五六〇の一及び五六一の一並びに五五七、五五八の一、五五九の一、五五九の二、五六〇の一、五六一の一及び五六二から五六四までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下米積字梨子ノ木</p>	<p>下米積字沖繩のうち五八六の二、五八七の二、五八九の二、五九〇の三、五九一の三、五九二の二、五九四の二、五九四の三、五九五の二、五九六の三、六〇一の四、六〇一の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに横田字大境五三八及び五三九と一体をなす国有地の一部</p>
<p>三江字倉目</p>	<p>下米積字梨子ノ木のうち六二九の二及び六三〇の二以外の区域、横田字三反長五三〇の三及び五三〇の四</p>
<p>三江字豆田</p>	<p>一の一部、一二四の一部、一二八の一部、一二九の一部、一三三から一三三までの二部及び一三四から一三九まで並びに一一一、一一四、一一六、一一七、一二〇、一二二、一二三、一二三の一、一二四、一二八及び一三二から一三九までと一体となす国有地の一部以外の区域、三江字豆田七八の一部、八〇の一部及び八一の一部並びに八〇及び八一と一体をなす国有地の一部、三江字柏田一〇五から一〇八までの一部、一〇九の二部及びこれらと一体をなす国有地並びに三江字島ノ池一四六の一部及び一四六と一体となす国有地の一部</p>
<p>三江字倉目</p>	<p>三江字豆田のうち六四四の一部、六五五の一部、六七七の一部、六八八から七〇七まで、七一一の一部、七二二の一部、七三三から七七まで、七七の一、七八の一部、七八の一の一部、七九から八一までの一部、九一の一部及び九二の一の一部並びに六五、七七、七七の一、七八、七八の一、八〇、八一、九一、九二及び九二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、三江字保木ノ下三七の一の一部、三八の一の一部、三九の一の一部、三九の三の一部及び四〇の一、三江字柏田九四の一部、九五の一部、一〇三の一部、一〇五の一部及び一〇五の一の一部並びに九四、九五、九六の一、一〇三、一〇五及び一〇五の一と一体となす国有地の一部、三江字倉目一一四の一部、一一六の一部、一一七の一部及び一一三二の一部並びに一一四、一一六、一一七及び一三二と一体をなす国有地の一部並びに三江字久田一九一の一部、一九</p>

三江字保木ノ下	二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
三江字保木ノ下 三江字保木ノ下のうち三二二の一、三三三の一、三三三の二、三五、三六、三六の一、三七の一、三八の一、三九の一、三九の三、四〇の一及びこれらと一体となす国有地並びに三二の五と一体をなす国有地の一部以外の区域	三江字保木ノ下のうち三二二の一、三三三の一、三三三の二、三五、三六、三六の一、三七の一、三八の一、三九の一、三九の三、四〇の一及びこれらと一体となす国有地並びに三二の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
三江字島ノ池	三江字島ノ池のうち一四五、一四六、一四六の一及び一四七の一並びに一四五及び一四六と一体をなす国有地の一部以外の区域、横田字平石五一〇の一部、五二六の一の一部及び五二六の二の一部並びに横田字三反長五二七の一部、五二八の一の一部、五二八の二、五二九、五三〇の二の一部、五三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
三江字松ノ木	三江字松ノ木のうち二〇二の二、二〇四の一、二〇四の二、二〇五、二〇六、二〇七の五、二〇八の二、二〇九及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
三江字欠田	三江字欠田のうち一九一の一部及び一九二の六の一部並びに一九一と一体をなす国有地の一部以外の区域、三江字豆田六四の一部、六五の一部、六七の一部、六八から七〇まで、七一の一部、七二の一部、七三から七七まで、七七の一、七八の一部、七八の二の一部、七九の一部、八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、三江字倉目一二三の一部、一二四の一部、一二八の一部、一二九の一部、一三

一の一部、一三三の一部及び一三四から一三九まで並びに一三三、一二四、一二八及び一三三から一三九までと一体をなす国有地の一部、三江字島ノ池一四五、一四六の一部、一四六の一の一部、一四七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三江字松ノ木二〇二の二、二〇四の一、二〇四の二、二〇五、二〇六、二〇七の五、二〇八の二、二〇九及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇八の一と一体をなす国有地の一部

廃止する字の名称
柏田 福光字高下田、福光字苗代田、横田字三反長及び三江字

鳥取県告示第六百二十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
イヌイ薬品株式会社	鳥取市御弓町五六	昭和五十三年七月一日
ヨネヤマ薬局	鳥取市今町二九〇	"

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
イヌイ薬品株式会社	鳥取市御弓町五六	全国	昭和五十三年七月二日
ヨネヤマ薬局	鳥取市今町二九〇	"	"

鳥取県告示第六百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
安 藤 雅 史	鳥国医第二、二七六号	昭和五十三年六月二十日
石 亀 一 実	鳥国医第二、二七七号	昭和五十三年六月二十一日
鳥 谷 武 昭	鳥国医第二、二七八号	昭和五十三年六月二十八日

鳥取県告示第六百二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字堀字小谷三九、字大捨四八の一〇、四八の二二、四八の一三、四八の一八、四八の二〇、四八の二一、四八の二二、四八の二五、四八の二七（以上一〇筆について、次の図に示す部分に限る。）、四八の一九
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開八一二の一三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百三十一号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同法同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住所及び名称
四十八	昭和五十三年七月二十一日	ひのき	八頭郡智頭町波多五六	一三、四四八本のうち八、八二六本	一・二・八ヘクタール	鳥取市東二丁目鳥取県

鳥取県告示第六百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る久米地区第四工区の換地処分を行ったので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年二月二十三日 鳥取県指令受都計第三十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字御免地屋敷通

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市彦名町七六四七番地二 山口 稔

鳥取県告示第六百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年三月二十三日 鳥取県指令受米土維第三百一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ八

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市新雑賀町一番二〇号 中沢明敏

鳥取県告示第六百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年二月二十三日 鳥取県指令受米土維第二百八十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字堂ノ西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市万能町一六番地 宝意武彦

鳥取県告示第六百三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年五月四日 鳥取県指令受都計第三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字四番川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市西川津町八二七番地

有限会社角田商店

代表取締役 角田成功

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

昭和五十三年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和五十三年七月二十四日(月) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 選挙啓発活動の推進について

人事委員会規則

四週五休制の試行に伴う職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 森本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

四週五休制の試行に伴う職務に専念する義務の特例に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第五号)第二条第三号の規定に基づき、職員について週休二日制を実施するとした場合における問題点の把握及び必要な対策の検討に資することを目的とする四週五休制の試行のための職員の職

務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第二条 任命権者は、四週五休制の試行のため、職員の職務に専念する義務を免除することができる。

(免除の方法)

第三条 前条の規定による免除は、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が公署別又は職務の種類別に指定する職員につき、一定期間の範囲内で指定する土曜日の勤務時間又はこれに相当するものとして指定する勤務時間について行うものとする。

(報告)

第四条 人事委員会は、任命権者に、この規則の施行に関し必要と認める事項について報告を求めることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。